

滋賀県高次脳機能障害 普及啓発委託事業
高次脳機能障害 友の会しが

外見からは見えない 障害の高次脳機能障害

医療 / 行政 / 教育 / 福祉 / 地域

私たちを診てください
私たちの症状を知ってください
私たちを見守ってください
私たちを支えてください
私たちを仲間に入れてください

高次脳機能とは？



見たり聞いたりしたことを整理して行動に結びつけて、
人間らしく生活するための、知覚、記憶、学習、思考、判断などの
認知、行為、感情（情動）を含めた脳（精神）機能の総称です。

高次脳機能障害とは？



脳の損傷により 記憶などの機能に障害が起き、日常生活に
支障のある状態を高次脳機能障害といいます。
脳損傷による後遺症の症状を指します。

高次脳機能障害の主な要因



高次脳機能障害は、
事故や病気によって起こる「脳」の障害です！

- ①脳外傷 （交通事故や転倒 など）
- ②脳血管障害 （脳梗塞や脳出血、モヤモヤ病 など）
- ③低酸素性障害 （心疾患による心拍停止後 など）
- ④急性脳症 （インフルエンザなどのウィルス脳炎 など）

こんな症状はありませんか？ 受傷後にこんな変化はないですか？



記憶障害



新しいことが覚えられない
すぐに先程のことまで忘れる
同じ話を何度もする

注意障害



物事に集中できない
同じミスを繰り返す
同時に複数のことができない
ぼーっとしている

感情コントロール低下



我慢ができず
些細なことで急に怒る
他人のミスは許せない

失語



会話の言葉が出てこない
言葉は理解出来ても
違う言葉がでる
言葉の内容が出来ないのに
流ちょうに違う話をする

遂行機能障害



計画が立てられない
衝動的に行動する
整理整頓が出来ない
お金の管理が出来ない

失行



今まで日常的に
行っていたことが
出来なくなる
動きは理解しているが
行動が出来ない

失認



物の認識が出来ない
物事の理解が出来ない

病識欠如



脳損傷前と変わらずに
何でもできると思っている
自分の症状に気づかない

固執性



臨機応変な対応が出来ない
拘りが強く集中し過ぎて
周りが見えない

半側空間無視



左側の視野が狭くなり
左側の物が見えない
電柱や物につかる

対人技能拙劣



コミュニケーションが取れない
相手と上手く付き合えない

地誌的障害



通勤していた道に迷う
道順がわからず道に迷う

自発性の低下



やる気が出ない
自分から動こうとしない
自分から何かをする
意欲がない

欲求コントロール低下



生活上、抑制しなければ
ならないとわかっていても
抑えることができず
行動してしまう

依存性・退行



自分で決められない
幼稚になる

抑うつ



疲れやすく意欲もない
いつも不安で落ち込み
何もしない

高次脳機能障害 診断基準

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
国立障害者リハビリテーションセンター

「高次脳機能障害」という用語は、学術用語としては、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる巣症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。

一方、平成 13 年度に開始された高次脳機能障害支援モデル事業において集積された脳損傷者のデータを慎重に分析した結果、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群が存在し、これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要ことが明らかとなった。そこでこれらの者への支援対策を推進する観点から、行政的に、この一群が示す認知障害を「高次脳機能障害」と呼び、この障害を有する者を「高次脳機能障害者」と呼ぶことが適当である。その診断基準を以下に定める。

診断基準

I. 主要症状等

- 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
- 2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III. 除外項目

- 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
- 2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
- 3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV. 診断

- 1. I～Ⅲをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
- 2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後に行う。
- 3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のⅠとⅢを満たす一方で、Ⅱの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

また、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うことが適当である。

本人お名前_____ 西暦____年__月__日（_____年発症）

記 入 者 本人・家族（総柄_____） 支援者（_____）

脳損傷既往歴 脳外傷（_____） 脳血管障害（_____） 脳炎（_____） その他（_____）

現在の症状をチェックして下さい A 全く無し（ ） B 時々ある（ ） C よくある（ ） D 常にある（ ）

	A	B	C	D
記憶障害				
昔のことは覚えているが 新しいことは忘れる				
新しいことは覚えているが 昔のことが思い出せない				
同じ物を何度も買ったしまう				
同じことを何度も話す				
自分が置いた書類や日常生活の小物などの場所を忘れる				
何かをしているときに話しかけると何をしていたか忘れる				
移動すると元の場所がわからなくなる				
注意障害				
人込みや階段を降りることに危険を感じる				
ボーとする時が多い				
自分から何かをしようとせず 何かをしていてもすぐ飽きる				
二つのことを同時に行うことが出来ない				
その時の状況に応じた行動の転換が出来ない				
周囲の音や雑音に注意が散漫し集中できなくなる				
歩行中に物にぶち当たる 左の机の上の物を見落とす				
遂行機能障害				
こだわりが強く注意されても受け入れることができない				
自分の予定を 途中で変更することができない				
1つ物事を考えるのに時間がかかる				
行う順序が 合理的に行動することが出来ない				
思いついたら 衝動的に行動する				
お金の管理が出来ない				
社会的行動障害				
自分から他人の話の輪に入れない				
少しのミスでも落ち込むことがある				
怒りだすとブレーキが利かなくなる				
他人が話をしていると自分の事を笑われていると勘違いする				
子供っぽくなり依存心強く自分で決めることが出来ない				
整理整頓が出来ず 散らかす				
細かいゴミでも気になる				
指示されたことが出来ても 次に指示があるまで何もしない				
自分の行動を否定されると怒る				
相手の話が理解できず 話している内容がコロコロ変わる				
イライラすることが多く些細なことでも指摘されると急に怒りだす				
その他				
舌舌が嚥くなった				
自分から行動できない				
道に迷う 公共交通機関の利用が出来ない				
自分なりの正義感が強く 人を許すことが出来ない				
自分が話そうとする言葉とは違う言葉が出てしまう				
一日のスケジュールが守れない				
文字は読めるが内容の理解が出来ない				
テレビドラマの内容が理解できない				
自分から話しかけることが出来ない				

作成 高次脳機能障害 友の会しが

知ってほしい！ こどもの高次脳機能障害



高次脳機能障害



脳の後天的な損傷が影響

発達障害/ADHD



脳の発達が影響
脳内神経伝達物質が影響

高次脳機能障害と、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、発達障害は、症状が似ていることがあり、誤った理解をされる場合があります。

こどもは、脳の発達途上にあります。病院での受診時に、医師も受傷前後の変化がわかりにくいと、発達障害と診断されてしまうことがあります。

高次脳機能障害は、前頭葉や頭頂葉、側頭葉など、高次の神経機能を担当する部位に障害損傷が生じたことによって生じる状態です。

受傷前と後の行動変化を書き留め、医師にはきっちりと、伝えてください。

こんな症状はないですか？

怒りっぽくなる

甘えがひどくなる



できてることが
できなくなった

わがママが
ひどくなった

大きな事故ケガは
ありませんでしたか？

低酸素脳傷



転倒

早期発見と相談することが大切！



他人事ではない

普通に暮らしていた本人、家族、友人、同僚など、誰にでも予測できない事故や病気
で高次脳機能障害になったら、暮らしが大きく変わってしまいます。

受傷前後の本人の変化に周囲は早く気づくことが重要です。

特に家族は、いずれ元の状態に戻るだろうと思われる方が沢山おられます。
しかしそうではありません。脳に損傷を受けた後遺症は残ります。

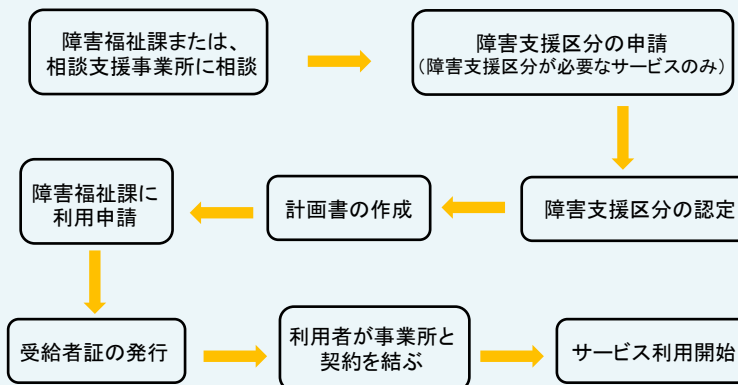
早い気づきと早い行動

高次脳機能障害かな？と少しでもおもったら、まずはお住まいの市町村相談窓口にて
相談してください。色々な福祉サービスの社会資源を知りましょう。

症状の対応については、同じ障害を持つ家族会の高次脳機能障害友の会が があり
ます。気兼ねなくご相談ください。

高次脳機能障害の症状は元通りには戻りませんが、高次脳機能障害による、
本人の生き辛さを共感できる対応により、本人と家族の不安は軽減されます。

障害福祉サービス利用の流れ



主な相談先

高次脳機能障害友の会しが(家族会)
一般社団法人なないろ(内)
滋賀県長浜市八幡東町78-2

TEL 0749-62-2800

滋賀県立リハビリテーションセンター

滋賀県守山市守山5丁目4-30

TEL:077-582-8157

滋賀県 高次脳機能障害支援センター

滋賀県草津市笠山8丁目5-130

TEL 077-561-3486

滋賀県立精神保健福祉センター

滋賀県草津市笠山8丁目4番25号

TEL 077-567-5010

友の会しがで、相談を受けてきた経験をもとに作成しました。

発行元



一般社団法人

なないろ 高次脳機能障害 友の会しが



ココサロン(障害者複合施設)
〒526-0032 滋賀県長浜市南高田町6-10

TEL 0749-63-7716

サンサン(就労継続支援B型事業所)
〒526-0031 滋賀県長浜市八幡東町78-2

TEL 0749-62-2800

委託元

滋賀県健康医療保健福祉部障害福祉課